



# 耐震相談会のお知らせ

「あなたのご自宅は、あなたの家族を守れますか？」

印西市では、平成23年3月の震災を受け、また住宅や建築物の耐震化を推進するため、千葉県建築士会や千葉県建築士事務所協会と連携を図り、市内の住宅・建築物を対象に、耐震相談を行っています。

今後、大規模な地震災害が起こる可能性が指摘されている中、耐震性の不足した住宅は住まわれる方にとって凶器となり得ます。この機にご自宅の耐震性について考えてみませんか。

1 開催日程 予約時に相談開始時間を指定させていただきます。

開催日	場 所	申込期限*
R6.6.2 (日) 9時~13時	中央駅前地域交流館 2号館 会議室 4	5/17 (金)
R6.9.1 (日) 9時~13時	小林公民館 集会室 3	8/16 (金)
R6.11.18 (月) 13時~17時	印西市役所 会議棟 204会議室	11/1 (金)

※予約に空きがある場合は、申込期限を過ぎてもお受けできます。  
空き状況は、お電話でお問い合わせください。

2 申込み 開催場所や時間等について**先着順**になります。

**建築指導課・住宅係 0476-33-4657**までお電話でお申込み下さい。

- ① お申し込み時にご相談の概要をお伺いします。
- ② **特殊な構造、大規模な建築物、特殊なご相談内容の案件**につきましては、その分野に詳しい相談員を手配しますので、**3週間前までのお申込み**とさせていただきます。

3 参加料 **無料**です。

4 相談について

- ① 相談したい建物の所有者、管理者もしくは委任された方が対象です。
- ② ご持参いただくもの ご自宅の写真や図面等（建築確認書類・竣工図面が望ましい。）
- ③ 相談時間 50分までの個別相談
- ④ お受けできる内容
  - ・ご持参いただいた資料をもとに、建築士がアドバイスします。
  - ・その場での耐震診断は行いません。



市ホームページは、  
二次元バーコードを  
読み取ってください。

## 住宅の耐震等に関するご案内

### ◆印西市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金

概要1 市内にあり、築10年以上経過している建物で、市の条件に合う物件について、建物所有者等が耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助します。

概要2 一般耐震診断の結果、建物に倒壊の可能性があると判定された場合、耐震設計費用及び、耐震改修工事費用の一部に対して補助します。

申請受付 令和6年11月29日（金）まで

※戸建住宅の補助例（耐震診断の場合） 詳細は下記の表のとおりです。

契約額（税込）例 100,000円×補助率2/3=66,000円の補助

消費税込み、千円未満切り捨て（単位：円）。

住宅・建築物	補助対象事業		補助対象事業費の上限額		補助率	補助金の上限額
	立地	事業の種類	m <sup>2</sup> 当たり	1棟当たり		
一戸建ての住宅	市全域	1 耐震診断		100,000	2/3以内	66,000
		2 簡易診断		30,000		20,000
		3 耐震改修		434,000	1/2	217,000
	沿道	4 耐震診断	*2,000	200,000	2/3以内	133,000
		5 簡易診断		30,000		20,000
		6 耐震改修		532,000	1/2	266,000
長屋・共同住宅	市全域	7 耐震診断	*2,000	200,000	2/3以内	133,000
		8 耐震改修設計		100,000		66,000
		9 耐震改修工事		900,000	23%以内	207,000
	沿道	10 耐震診断	*2,000	400,000	2/3以内	266,000
		11 耐震改修設計		100,000		66,000
		12 耐震改修工事		450,000		300,000
建築物	市全域	13 耐震診断	*2,000	400,000	2/3以内	266,000
		14 耐震改修設計		200,000		133,000
		15 耐震改修工事		1,300,000	23%以内	299,000
	沿道	16 耐震診断	*2,000	800,000	2/3以内	533,000
		17 耐震改修設計		200,000		133,000
		18 耐震改修工事		600,000		400,000

#### 【備考】

- 「沿道」の住宅・建築物は、印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路にその敷地が接する住宅・建築物のうち、地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行又は利用を妨げ、多数の者の円滑な避難又は消火活動を困難とするおそれがある場合に対象となります。
- 「簡易診断」は現地調査を行わないものとします。
- 「耐震診断」においてm<sup>2</sup>単価の記載のあるものは、延床面積にm<sup>2</sup>単価を乗じた額（※印）、又は1棟当たり費用上限のうち、低い方の額を補助対象事業費とします。
- 耐震改修とは、耐震設計、工事監理及び耐震改修工事のいずれも行うことをいいます。

#### 申込先・問い合わせ先

印西市役所都市建設部建築指導課住宅係 Tel 33-4657

詳細は市ホームページにてご覧いただけます。

トップページから「耐震相談」で検索してください。

